

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：北原棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

瑞穂村地域 北原の棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・現在の耕作面積（14ha）を維持する。
- ・令和 11 年度までに放棄地ゼロの取組として、草刈り等による保全管理を行う。

○生産性・付加価値の向上

- ・令和 11 年度までに自走式草刈機を活用し、畦畔の草刈り作業を毎年度 150 m²行う。

○有害鳥獣対策

- ・令和 11 年度までに棚田エリアを囲む山林（里山）の下草刈りや枝木の伐採を行う。
- ・既に設置されている電気柵について、引き続き、維持管理を行う。

○集落機能強化

- ・高齢者宅及び棚田エリアの草刈り等は、参加者 3 人以上により行う。

（２）多面的な機能の発揮

○良好な景観の形成

- ・令和 11 年度までに景観作物として新たにアジサイを毎年度 2 箇所各 20 本植栽する。
- ・令和 11 年度までに水路、道路の維持及び集落内の雑草地をなくし、地域から眺める景観を保全する。

○伝統文化の継承

- ・祭りについて歴史的、文化的な観点から学ぶ機会を増やし、理解を深めながら伝統文化を継承していく。

○棚田散策ルートの設定と整備

- ・令和 11 年度までに景観の美しい棚田を気軽に安全に散策できる環境を整備し、散策ルートマップの作成を行う。

（３）棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた交流人口の創出・拡大による地域振興

- ・地域資源を活用した商品の販売イベント（くるみ祭り等）により年間 50 人以上の交流人口を確保する。

○棚田エリアの資源を活用した商品開発販売による地域振興

- ・令和 11 年度までに商品の販売に伴うイベントの開催や、マルシェ等のイベントへ出店を行い、北原の棚田の P R を行う。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（１）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・棚田の現在の耕作面積を維持する。
- ・草刈機等により草刈り等による保全管理を行う。

○生産性・付加価値の向上

- ・自走式草刈り機を新たに 1 台以上導入し、作業時間の削減を図る。（5 時間／日→4 時間／日）

○有害鳥獣対策

- ・枝木の伐採が可能な草刈機やチェーンソー等を新たに 1 台以上導入し、作業の効率化を図る。
- ・既に設置されている電気柵について、引き続き、高い対策効果が発揮できるよう適切な維持管理を行う。

○集落機能強化

- ・高齢者宅及び棚田エリアの草刈り等について、区内外から 3 名以上募り、協力者名簿として整理する。

②多面的な機能の発揮

○良好な景観の形成

- ・棚田の山手側の荒廃地について、草刈り等の保全を行う。
- ・美しい景観を確保するため、景観作物としてアジサイを植栽する。

○伝統文化の継承

- ・秋の豊作を願う伝統的な祭り（北原神社例大祭）が毎年 9 月初旬に開催されている。担い手が減少する中で、令和 5 年から獅子舞を取りやめ、天狗の舞と北原神社ま

での提灯行列に祭りのスタイルを変更した。北原神社は棚田の中に位置することから、提灯行列は棚田の中を歩く。祭りについて歴史的、文化的な観点から学ぶ機会を増やし、理解を深めながら伝統文化を継承していく。

○棚田散策ルートの設定と整備

- ・美しい景観の棚田を気軽に安全に散策できる環境を新たに整備（棚田お散歩みち）し、区民はもとより区外の人にも活用してもらい、健康づくりを進める。そのため、散策ルートを設定しマップの作成を行う。
- ・安全に歩けるよう、くぼみ等のある道路の補修を行う。
- ・枯れ葉等により安全に歩けない道路は、ブロアーを1台以上導入し、枯れ葉の除去を行う。また、道路に枯れ葉が落ちないように、道路を覆う木を伐採する。
- ・散策ルートに隣接するくるみ公園やふるさとの森を草刈り等により整備し、休憩所として利用する。

③棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた交流人口の創出・拡大による地域振興

- ・北原区は、令和6年度から一般社団法人未来社会推進機構と連携し、2050年の未来図「農に生きる村」を目標に「未来のムラ創造プロジェクト」を推進し、地域づくりを進めている。増えつつある空き家を活用し、農業に熱意のある移住者を募集し、移住者と住民が協力して地域課題を解決することで、「農に生きる村」という未来図を叶えていくものである。今後、指定棚田地域振興活動計画に関わる取組も推進機構と連携して進めていく。
- ・棚田エリアの資源を活用した商品（くるみ、米、クロモジ商品等）の販売により、棚田のPRを通じた関係人口の創出・拡大を図る。
- ・商品の販売では、棚田のPRチラシを手にとってもらい、単に商品の販売と購入で終わるのではなく、棚田の物語とともに食してもらうことで、地域との関係性を構築する。
- ・利益が増加した場合は、その一部を地域に還元し、棚田の保全活動に役立てる。

○棚田エリアの資源を活用した商品開発販売による地域振興

- ・生産から商品化に必要な機械、器具、消耗品等の購入・修繕、ホームページの制作、チラシの作成、営業など、生産から販売まで行う。
- ・商品の販売に伴うイベント（くるみ祭りなど）の開催、マルシェ等のイベントへ出店し、棚田のPRを行う。
- ・棚田エリアの荒廃地等の一部を利用して、蕨等の山菜を作付けし、道の駅等で販売することで、農家所得の増加と荒廃地の減少を進める。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の北原棚田振興協議

会の参加者である。

5 北原棚田振興協議会に参加する者の名称又は氏名

北原棚田振興協議会は、北原区三役（区長、副区長、前区長）、北原集落協定、北原区ふろさと暮らし支援委員会、北原区道路委員会、北原区水利委員会、北原区環境保全対策委員会、天祢津耕作者組合、区外の構成員、飯山市で構成する。

構成員、参加者の名称又は氏名については、別紙のとおりである。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし